

議案第16号

朝来市介護予防施設条例の一部を改正する条例制定について
朝来市介護予防施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市高齢者交流センターを朝来市山東生涯学習センターの一部として転用することに伴い廃止するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市介護予防施設条例の一部を改正する条例

朝来市介護予防施設条例（平成17年朝来市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第3条の表朝来市高齢者交流センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 16 号資料

朝来市介護予防施設条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
(名称及び位置) 第 3 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 3 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
朝来市生野新町ふれあいセンター	朝来市生野町新町 1052 番地 1	朝来市生野新町ふれあいセンター	朝来市生野町新町 1052 番地 1
朝来市高齢者交流センター	朝来市山東町楽音寺 95 番地	朝来市高齢者屋内運動場	朝来市山東町森 108 番地
朝来市高齢者屋内運動場	朝来市山東町森 108 番地	朝来市高齢者共同生活の家	朝来市山東町溝黒 364 番地 2
朝来市高齢者共同生活の家	朝来市山東町溝黒 364 番地 2	朝来市高齢者ふれあいプラザ	朝来市山東町矢名瀬町 528 番地
朝来市高齢者ふれあいプラザ	朝来市山東町矢名瀬町 528 番地	朝来市高齢者生きがい創造センター	朝来市山東町早田 222 番地 7
朝来市高齢者生きがい創造センター	朝来市山東町早田 222 番地 7		